

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

秋田市旭北錦町 3 番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

○租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則（第37号）…………… 1

告 示

- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第208号）…………… 2
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第209号）…………… 2
- 指定した土地の区域の変更について（第210号）…………… 2
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第211号）…………… 2
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第212号）…………… 2
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第213号）…………… 3
- 平成27年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第214号）…………… 3
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の休止について（第215号）…………… 3
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第216号）…………… 3
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の変更および休止について（第217号）…………… 3
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更、休止および廃止について（第218号）…………… 3
- 被保険者証返還命令予告通知書および弁明の機会付与通知書の公示送達について（第219号）…………… 4
- 平成24年度、平成25年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第220号）…………… 4
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第221号）…………… 4
- 指定居宅介護支援事業者の指定について（第222号）…………… 4
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第223号）…………… 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第224号）…………… 5
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第225号）…………… 5
- 道路の区域変更について（第226号）…………… 5
- 秋田市議会定例会の招集について（第227号）…………… 5
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第228号）…………… 5

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第11号）…………… 5

選 管 告 示

- 平成27年 4 月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出について（第51号）…………… 5
- 平成27年 9 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第52号）…………… 6

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第10号）…………… 6

上下水道局告示

- 指定給水装置工事業者の廃止について（第20号）…………… 6
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第21号）…………… 6

公 告

- 農業振興地域整備計画の案の縦覧について…………… 6
- 秋田都市計画地区計画の案の縦覧について…………… 6
- 予防接種法による定期予防接種について…………… 7
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について…………… 7
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について…………… 8
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 8

上下水道局公告

○受益者負担金の賦課対象区域について…………… 8

規 則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 8 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則（昭和55年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 6 号中「第13条の 3 第 9 項第 2 号ロ又は第21条の19第10項第 2 号ロ」を「第13条の 3 第10項第 2 号ロ又は第21条の19第11項第 2 号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 2 項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成27年 8 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市川尻みよし町 1 番29号

有限会社あいわ商店 代表取締役 平 野 玲

ローソン秋田外旭川天徳寺通店

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市保戸野中町 3 番42－405号

南 野 壘

セブンイレブン秋田明田店

秋田市告示第209号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項および第115条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年 8 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 N・フィー ルド	訪問看護ス テーション デューン秋 田	秋田市中 通一丁目 3 番39号 ダイアパ レス中通 1 階	平成27年 8 月 1 日	訪問看護、 介護予防訪 問看護
株式会社 イヤタカ	リハプライ ド・卸町	秋田市卸 町二丁目 1 番13号	平成27年 8 月 1 日	通所介護、 介護予防通 所介護
株式会社 総合医療 福祉サー ビス	療養通所介 護センター 矢留の里	秋田市千 秋矢留町 6 番25号	平成27年 8 月 1 日	通所介護

秋田市告示第210号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の 2 第 1 項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成27年 8 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更した土地の区域

太平中閭、上北手荒巻、上北手猿田、豊岩豊巻、上新城五十丁および上新城中の各一部の区域

2 縦覧場所

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第211号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成27年 8 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2 台

- (2) 撤去し、保管した年月日

平成27年 7 月 2 日から同月22日まで

- (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間

午前10時から午後 7 時まで

イ 場所

秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成27年 8 月20日から平成28年 2 月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866－2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第212号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 8 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおりに
2 送達する書類
平成26年度第 5 期国民健康保険税督促状

秋田市告示第213号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第60条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・
更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により
告示する。

平成27年 8 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第142号	金星堂薬局	秋田市上北手百崎字諏 訪ノ沢 3 番地65	平成27年 8 月 1 日

秋田市告示第214号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所
が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保
に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用
する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定
により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、
送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 8 月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおりに
2 送達する書類
平成27年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・

1 変更

名 称	変更事項（名称・その他）		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
秋田県福祉相談センター・秋田 県精神保健福祉センター（診療 所）	秋田県精神保健福祉センター T E L 831－3946	秋田県福祉相談センター・秋田県精 神保健福祉センター（診療所） T E L 831－2301	平成27年 6 月 1 日

2 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
豆の木調剤薬局	秋田市土崎港中央六丁目 3 番 16号	平成27年 8 月 1 日

秋田市告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項および
同条第 4 項において準用する同法第50条の 2 （中国残留邦人等の

更生医療）を休止したので、同法第69条の規定により告示する。
平成27年 8 月12日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	休 止 年月日
第105号	豆の木調剤薬局	秋田市土崎港中央 六丁目 3 番16号	平成27年 8 月 1 日

秋田市告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等
の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条
第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医
療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次
のとおり指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示
する。

平成27年 8 月12日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 名	施術所 の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
大 淵 継	おおぶち 整 骨 院	秋田市泉南二丁目 10番20号ルーチェ 1 F	平成27年 8 月 5 日

秋田市告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の 2
（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法
律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の
規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当
させる機関を次のとおり変更および休止したので、生活保護法第
55条の 3 の規定により告示する。

平成27年 8 月12日

秋田市長 穂 積 志

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第
4 項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基
づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機
関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55
条の 3 の規定により告示する。

平成27年 8 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
グレイスコール訪問 看護ステーションい いじま	秋田市飯島道東二丁目12 番45号ハイ・ロードブリッ チ1－B号	平成27年 7月15日

リハプライド・卸町	秋田市卸町二丁目1番13 号	平成27年 8月1日
訪問看護ステーショ ン デューン秋田	秋田市中通一丁目3番39 号ダイアパレス中通1階	平成27年 8月1日
療養通所介護センター 矢留の里	秋田市千秋矢留町6番25 号	平成27年 8月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地・その他）		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社小田島アクティ 介護用品部秋田営業所	秋田市卸町三丁目4番3号 T E L 018－862－7881	秋田市御所野下堤二丁目1番7号 T E L 018－889－6355	平成25年7月16日

3 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
きらら訪問看護 ステーション	秋田市大町二丁目5番1 号	平成26年 5月1日
飯島居宅介護 支援事業所	秋田市飯島字長山下18番 地	平成27年 8月1日
ケアセンター 亀はうす	秋田市下北手松崎字岩瀬 163番地1	平成27年 7月1日

4 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
医療法人明和会 割山訪問看護ステーション	秋田市新屋勝平 町3番21号	平成21年 3月31日
医療法人明和会 仁井田訪問看護ステーション 介護支援センター	秋田市仁井田新 田三丁目1番15 号	平成18年 10月31日
医療法人明和会 中通総合病院介護支援センター	秋田市南通みそ の町3番15号	平成26年 3月31日
稲庭クリニック介護支援セン ター	秋田市南通亀の 町2番21号	平成27年 6月30日

秋田市告示第219号

次の被保険者証返還命令予告通知書および弁明の機会付与通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該被保険者証返還命令予告通知書および弁明の機会付与通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年8月13日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
被保険者証返還命令予告通知書および弁明の機会付与通知書

秋田市告示第220号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送

達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年8月14日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成24年度、平成25年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第221号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年8月18日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市中通四丁目5番6号 秋銀・明治安田ビル5F
J R東日本東北総合サービス株式会社秋田支店
常務取締役秋田支店長 嶋 貫 勝 男
秋田生鮮市場保戸野店

秋田市告示第222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成27年8月19日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービ スの種 類
株式会社 明日葉	ハートボク クスケアプ ランセンター	秋田市仁井 田新田一丁 目16番4号	平成27年 8月15日	居宅介護 支援

秋田市告示第223号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成27年 8 月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市仁井田新田一丁目17番25号
氏名 八 柳 孝 美
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市新屋日吉町16番 1 号
- 3 売りさばき所の名称
ファミリーマート秋田新屋日吉町店

秋田市告示第224号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成27年 8 月21日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第143号	佐野薬局 保戸野千代田町 店	秋田市保戸野千代 田町14番 7 号エン プレス泉 1 F	平成27年 9 月 1 日

秋田市告示第225号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成27年 8 月24日

秋田市長 穂 積 志

東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料および諸収入の収納に関する事務
--------------	--

秋田市告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月24日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	旧 新	路線名	起 終 点 点	総延長 （メートル）	幅員 （メートル）
50018	旧	牛島西一丁目 1 号線	秋田市牛島西一丁目486番 5 地先 秋田市牛島西一丁目363番 3 地先	447.80	5.00 ～ 6.80
	新	牛島西一丁目 1 号線	秋田市牛島西一丁目486番 5 地先 秋田市牛島西一丁目363番 3 地先	447.80	5.00 ～ 6.80

2 区域変更の期日

平成27年 8 月24日

3 縦覧期間

平成27年 8 月24日から同年 9 月11日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第227号

平成27年 9 月 2 日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成27年 8 月25日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第228号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第 3 号）第 5 条の規定により告示する。

平成27年 8 月31日

秋田市長 穂 積 志

医 師 名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
工藤 和大	秋田赤十字病院	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害

教 委 告 示

秋田市教委告示第11号

平成27年 8 月28日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成27年 8 月24日

秋田市教育委員会

委員長 前 川 重 明

付議案件

- 1 秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件
2 職員の人事について承認を求める件

選 管 告 示

秋市選管告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第 1 項の規定により、平成27年 4 月26日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、

同法第192条第 1 項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成27年 8 月25日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田

勇

- 選挙の種類
平成27年 4 月26日執行 秋田市議会議員一般選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
5,609,600円
- 報告書の要旨
別紙（省略）のとおり

秋市選管告示第52号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項および第30条の 7 第 1 項の規定に基づき、平成27年 9 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第 2 項および第30条の 7 第 2 項の規定により告示する。

平成27年 8 月28日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田

勇

- 期間
平成27年 9 月 3 日から同月 7 日まで
- 場所
秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 時間
午前 8 時30分から午後 5 時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第10号

平成27年 8 月18日午後 2 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成27年 8 月11日

秋田市農業委員会会長 佐 々 木 吉 秋

案件

- 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（ 2 件）
- 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（ 3 件）
- 農用地利用集積計画（平成27年度第 5 号）に関する件
- 農政専門委員の選任に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成27年 8 月19日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有限会社相場水道施設工業	相 場 和 也	秋田市仁井田字大野299番地

2 廃止年月日

平成27年 7 月31日

秋田市上下水道局告示第21号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成27年 8 月19日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社相場水道施設工業	相 場 和 也	秋田市仁井田字大野299番地

2 廃止年月日

平成27年 7 月31日

公 告

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第11条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成27年 9 月 2 日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成27年 8 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

1 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成27年 8 月 4 日

至 平成27年 9 月 2 日

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

3 農用地利用計画の案の縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番 1 号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更した

いので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成27年 8 月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 御所野堤台地区計画
- 2 位置および区域
秋田市御所野堤台一丁目、御所野堤台二丁目および御所野堤台三丁目地内
- 3 縦覧期間
平成27年 8 月10月から同月24日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 5 縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 8 月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表のとおり
追加年月日
平成27年 4 月 1 日
- 2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類
別表のとおり
辞退年月日
平成27年 4 月 1 日

別表

予防接種を行う医師名、主たる場所、予防接種の種類

予防接種を行う主たる場所	所在地	医師名	四種混合	三種混合	二種混合	ポリオ不活化	麻疹混合風し	単抗麻疹原	単抗風し原	日本脳炎	B C G	ヒブ	小児菌肺炎	ロートマ	ヒトパピ	水痘	高齢菌肺炎
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	平野 修平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		田村 千夏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	小林 佳美															○

予防接種を行う承諾を辞退した医師名、主たる場所、予防接種の種類

予 防 接 種 を 行 っ て い た 主 たる 場 所	所在地	医師名	四種混合	三種混合	二種混合	ポリオ不活化	麻疹混合風し	単抗麻疹原	単抗風し原	日本脳炎	B C G	ヒブ	小児菌肺炎	ロートマ	ヒトパピ	水痘	高齢菌肺炎
山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号	山岸 逸郎		×													

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年 8 月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 室 井 善 一
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパードラッグアサヒ秋田広面店
所在地 秋田市広面字近藤堰越44番地の 1 外
- (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 松 山 稔

変更後

株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 室 井 善 一

- (4) 変更年月日
平成27年 5 月25日
- (5) 変更理由
設置者の代表者変更のため
- 2 届出年月日
平成27年 8 月 6 日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所
秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間
平成27年 8 月17日から同年12月17日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先
秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成27年 8 月17日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 室 井 善 一
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパードラッグアサヒ八橋店
所在地 秋田市寺内蛭根一丁目381番 1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 松 山 稔
変更後
株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 室 井 善 一
- (4) 変更年月日
平成27年 5 月25日
- (5) 変更理由
設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

平成27年 8 月 6 日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間
平成27年 8 月17日から同年12月17日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成27年度第 5 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 8 月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市農林部農林総務課

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に關する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第 5 条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成27年 8 月31日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸
賦課対象区域

秋田市仁井田福島二丁目、仁井田字福島および仁井田字猿田川端（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）